

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国信用組合中央協会（以下、「この協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この協会は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設けることができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この協会は、協同組合の理念を尊重して信用協同組合の健全な発達を図り、もって公共の利益を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行なう。

- (1) 信用協同組合制度及び金融業務等に関する調査・研究、理論の構築及び統計の作成
- (2) 信用協同組合に関する意見等の表明
- (3) 信用協同組合の役職員の能力開発に関する活動及び人事管理に関する調査・研究
- (4) 信用協同組合に関する広報及び刊行物の発行
- (5) 会員相互の啓発向上のために必要な事業
- (6) 信用協同組合の業務活動を支援するための事業
- (7) その他この協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(協会の構成員)

第5条 この協会は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に

よる信用協同組合及び信用協同組合連合会であって、次条の規定によりこの法人の会員となった信用協同組合及び信用協同組合連合会をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得等）

第6条 この協会の会員になろうとする者は、次の事項を記載した加入申込書に会員になろうとする信用協同組合及び信用協同組合連合会の代表理事がこれに記名押印の上、会長に提出して、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 名称及び設立年月日
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表理事の役名及び氏名

- 2 前項により、入会の申込を承認したときは、その旨を申込をした者及び会員に通知するものとする。

- 3 会員のこの協会に対する権利及び義務は、会長が前項の規定による入会の申込を承認した旨の通知を発したときから発生するものとする。

（会費の負担）

第7条 会員は、この協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会の決議を経て定められた会費を支払う義務を負うものとする。

- 2 会員は、既に払い込んだ会費の返還を請求することができない。
- 3 この協会が会員から臨時に会費を徴収する場合は、総会の決議による。

（変更事項の届出）

第8条 会員は、第6条第1項に掲げる事項に変更を生じたときは、2週間以内に書面によりこの旨をこの協会に届け出なければならない。

（任意退会）

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次の各号の1に該当するときは、総会の決議を経て、当該会員を除名することができる。

- (1) 会費の支払その他この協会に対する義務の履行を怠ったとき。
- (2) この協会の定款若しくは規約に違反したとき。
- (3) この協会の信用を失わせるような行為、または法令に違反し、もしくは不当な行為があったとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項の決議を行う場合には、当該会員に総会の一週間前までにその旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えるものとする。

- 3 第1項により除名が決議されたときは、会員及び除名された会員に対し、

通知するものとする。

(会員の資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が解散したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利・義務)

第12条 会員がその資格を失ったときは、会員のこの協会に対する一切の権利及び義務は消滅する。ただし、未納の会費は納入しなければならない。

第4章 総 会

(総会の構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(総会の開催)

第14条 総会は、通常総会として毎年6月と2月に開催することとし、このうち毎年6月に開催する通常総会を一般法人法上の定時社員総会とする。

2 前項のほか、次の場合には臨時総会を開催する。

- (1) 理事会において必要と認め、総会の招集の決議をしたとき
- (2) 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- (3) その他法令の定めるところにより総会の招集を必要とするとき

3 前項第2号の規定により招集する場合は、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

(総会の招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも7日前までに書面をもって各会員に対してその通知を発しなければならない。

ただし、臨時総会の場合には、その期間を短縮することができる。

3 前項の通知書には、その会議の日時、場所及び目的たる事項を記載し、会長がこれに記名しなければならない。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときには、副会長の互選によりその1人がこれに代わる。

(総会の議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(総会の権限)

第18条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任及び解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額及び報酬等の支給の基準
 - (4) 定款の変更
 - (5) 毎事業年度の事業計画及び収支予算の承認
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (7) 会費分担の方法
 - (8) 解散及び残余財産の処分
 - (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 4 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ 書面をもって議決権を行使し、または他の会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合、行使した議決権は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(総会の議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第20条 この協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 25人以上35人以内
- (2) 監事 3人以内

- 2 理事のうちから会長1人、副会長4人以内、常任理事10人以内、専務理事1人及び常務理事2人以内を置く。
- 3 前項の会長、専務理事及び常務理事をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任等)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の代表理事または学識経験者のうちから選任する。ただし、会員の代表理事から選任する理事及び監事は、理事会の決議によって定めた方法により会員があらかじめ互選した者のうちから選任する。

- 2 会長、副会長、常任理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この協会を代表し、その職務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この協会を代表し、会長及び副会長を補佐し、この協会の業務を分担執行する。また、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 常務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この協会を代表し、会長、副会長及び専務理事を補佐し、この協会の業務を分担執行する。また、専務理事に事故ある時は、その職務を代理する。
- 6 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（第14条第1項に定めるものをいう。）の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（第14条第1項に定めるものをいう。）の終結の時までとする。
- 3 欠員補充として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了す

る時までとする。

- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び会員の代表による監事以外の学識経験者による監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問等)

第27条 この協会に顧問及び相談役若干名、ならびに参与10人以内を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、総会の決議により会長が委嘱する。
- 3 参与は、会員の代表理事または学識経験者のうちから総会の決議により会長が委嘱する。
- 4 顧問及び相談役の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。
- 5 参与の任期については役員任期に準ずる。
- 6 顧問及び相談役は、重要な事項について会長の諮問に応える。
- 7 参与は会長の求めに応じ、理事会に出席し、意見を述べるができる。但し、議決には加わらない。
- 8 常勤の顧問、相談役及び参与については、報酬を支払うことができる。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第28条 この協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の職務及び権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常任理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他法令及びこの定款で理事会において決定するものとして定める事項

(理事会の招集)

第 30 条 理事会は、法令に別の定めがある場合を除き、会長が招集する

2 理事会を招集しようとするときは、開催日の 3 日前までに各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要あるときは、この限りでない。

3 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故あるときには、副会長の互選により、その 1 人がこれに代わる。

(理事会の定足数)

第 32 条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席によって成立する。

(理事会の決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員の書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会の議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、専務理事、常務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規程)

第 35 条 理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 7 章 常任理事会等

(常任理事会)

第 36 条 会長、副会長、常任理事、専務理事及び常務理事は、任意の機関として、常任理事会を組織し、理事会の議決事項及びその他重要な案件について協議する。

(専門委員会)

第 37 条 この協会の事業を遂行するために必要のある時は、理事会の決議によ

- り専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会は、専門委員をもって組織し、第4条に規定する事業の遂行上、会長から指示された事項について、専門的に調査・審議する。
 - 3 専門委員は会長がこれを委嘱する。
 - 4 専門委員会の細則は、理事会の決議を経て別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第40条 この協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、3箇月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 正味財産増減計算書
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、毎年6月に開催する通常総会に提出し、第1号及び第3号の書類については、その内容を報告し、第4号及び第5号の書類については総会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - 4 この協会は、第2項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(剰余金の処分)

第41条 この協会は、剰余金の分配をすることはできない。

第9章 解散等

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散等)

第43条 この協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 総会の決議により解散する場合には、総会員の3分の2以上の決議を要する。

(残余財産の帰属)

第44条 この協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この協会の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に記載する方法による。

第11章 補 則

(事務局)

第46条 この協会に事務局を置く。

2 職員の任免は会長が行う。

3 職員の職務等に関する規程は、理事会の決議を経て別に定める。

(運営に関する規定)

第47条 この定款に定めるものの外、この協会の運営に関し必要な規程は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この協会の最初の会長は、中津川正裕、専務理事は、倉澤茂男、常務理事は、小安宏、黒木宏近とする。

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。